

選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書

現政権は、選択的夫婦別姓制度を導入することを柱とする民法改正案を国会に提出する用意があることを明言しています。

日本の夫婦同姓制度は、夫婦でありながら妻が夫の氏を名乗れない中国や韓国の別姓制度よりも、より絆の深い一体感ある夫婦関係、家族関係を築くことのできる制度です。

そして、日本では、この夫婦同姓は、日常極めて普通のこととして、一般人にとって何も疑問を覚えるようなことは無く、何の不都合も感じない家族制度です。

婚姻に際し氏を変える者で職業上不都合が生じる人にとって、通称名で旧姓を使用することが一般化していますし、婚姻に際し氏を変更するも、関係者知人に告知することにより何の問題も生じません。また、氏を変えることにより自己喪失感を覚えるというような意見もありますが、それよりも結婚に際し同じ姓となり、これから新たな家庭を築くという喜びを持つ夫婦のほうが、圧倒的多数であり、極めて一般的な普通感覚です。

現在の日本の社会において、選択的夫婦別姓制度を導入しなければいけない合理的理由は何もありません。

選択的だから、別姓にしたい人はしたらよい、そのような少数者の意思を尊重するために選択的夫婦別姓制度を導入してもいいのではないかという意見がありますが、この制度を導入すること自体が、一般大衆が持つ氏や婚姻に関する習慣、社会制度を壊しかねません。

選択的夫婦別姓制度の導入により、共同体意識よりも個人的な都合を尊重する流れを社会に生み出し、ごく普通の一般大衆にとって、結果としてこのような社会の悲しい風潮を助長する働きをすることに危惧を持ちます。

夫婦別姓とは、親子別姓を意味するものです。一体感を持つ強い絆のある家庭に、健全な心を持つ子供が育つものです。家族がバラバラの姓であることは、家族の一体感を失う作用をします。

すなわち、子供の心の健全な成長のことを考えた時、夫婦・家族が一体感を持つ同一の姓であることがいいということは言うまでもないことです。何のために日本の婚姻制度を変え、家族制度を崩壊させようとする動きを推進するのか、普通に生活している一般人の感覚では、理解に苦しみます。

よって、国におかれましては、選択的夫婦別姓制度を導入することを柱とする民法改正案を国会に提出されることのないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月28日

稲城市議会議長 川 島 やすゆき